「LEC 椛島道場 6科目究極FINALチェック!」から 第46回社労士試験【選択式】労災法 空欄Eの出題が 的中 しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

(RU14327 p.16)

<6科目 究極FINALチェック! 労災法-No.38>

38. 事業主が、重大な過失により保険関係成立 届を提出していない期間中に生じた事故につい ては、政府は、給付にかかった費用の(①全額 ②40%)を事業主から徴収することができる。

(解答 ②40%)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題 〔選択式〕 労働者災害補償保険法 【空欄E】

4 〔前略〕労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族一時金の額の E が費用徴収される。

(解答 E → ②40%)

